

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項、第二十八条第三項及び第三十二条第二項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項並びに第四条第一項及び第二項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第五十二条第四項及び第百六十九条並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

防衛大臣 中谷 元

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第七条 標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表九の項第一欄中「看護師養成所若しくは」を削り、同項第二欄中「防衛医科大学校及び」を削り、同項第三欄中「この項第二欄に掲げる部局又は機関等」を「自衛隊地区病院」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。